

きしわだ女性プラン検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 本市における女性の地位向上実現のため、女性問題の基本的な課題を明らかにし、解決のための行動の指針となる現行の「きしわだ女性プラン」の見直しを行い、新しい女性プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、きしわだ女性プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、プランの策定に関して、調査又は審議し、その結果を、プランとして策定するものとする。

（委員の構成）

第3条 委員会は、22名の委員及び関係課職員で構成する。

2 委員は、学識経験者、市内の市民団体又はグループ及び公募の市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、策定が終了したときは、解職されたものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（部会）

第6条 委員会は、5つの部会を設ける。

2 部会は、委員長が指名する委員で構成する。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、その任務を行うため、必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係団体に資料の提出若しくは説明又は調査を依頼することができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民生活部自治振興課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱において定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月28日から施行する。